

和歌山市  
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

# — 目 次 —

## 第1章 はじめに

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 | 1 |
| 2 取組の経緯                | 1 |

## 第2章 対策の実施に関する基本的な方針

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 対策の目的及び基本的な考え方      | 3  |
| 2 対策実施上の留意点           | 4  |
| 3 発生段階                | 5  |
| 4 被害想定等               | 6  |
| 5 対策推進のための役割分担        | 8  |
| 6 対策の基本項目（行動計画の主要7項目） | 10 |

## 第3章 各発生段階における対策

- |        |    |
|--------|----|
| 未発生期   | 20 |
| 海外発生期  | 27 |
| 市内未発生期 | 34 |
| 市内発生早期 | 40 |
| 市内感染期  | 46 |
| 小康期    | 53 |

## 参考資料

- |                    |    |
|--------------------|----|
| 用語解説 ※アイウエオ順       | 56 |
| 各発生段階における対策の概要について |    |

## 第1章 はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）によれば、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとされている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2 取組の経緯

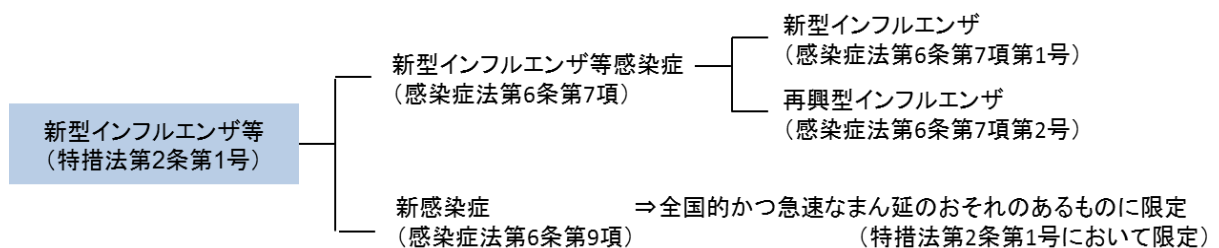
国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、2005年（平成17年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。以来、数次の部分的な改定を行い、2009年（平成21年）2月に対策を強化した改定が行われた。同年4月には、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数、死亡者数は諸外国と比較して低い水準にとどまった。この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的、地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、2012年（平成24年）5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

和歌山市では国及び和歌山県（以下「県」という。）の行動計画並びに各種ガイドラインを基本にしつつ、和歌山市における対応について2009年（平成21年）4月「和歌山市新型インフルエンザ行動計画」を策定した。その後、鳥インフルエンザ(A/H7N9)の発生動向から2013年（平成25年）5月に第2版を策定した。

この度、和歌山市では、特措法第8条の規定により、和歌山県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づき、2013年（平成25年）5月に改定した市の行動計画を見直し、「和歌山市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を作成する。市行動計画は、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を定めるものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



関連する事案として、鳥インフルエンザが人で発症した場合、特措法の対象ではないが、市行動計画を参考として、感染症法及び「和歌山市高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき対応する。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、国及び県が行動計画を見直した場合は、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

## 第2章 対策の実施に関する基本的な方針

### 1 対策の目的及び基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

和歌山市は、県内人口の約4割を占め、人口密度も比較的高く、事業所数も多い。県内全体を対象エリアとする3次医療機関である和歌山県立医科大学附属病院及び日本赤十字社和歌山医療センターが所在し、大阪府泉南地域からの利用者も多い。日常生活においても、大阪府内が通勤圏内でもあり、学生も勤労者も市民も大阪府内との交通が頻繁である。さらに、関西国際空港も近接しており、かつ、その地域は和歌山市内の医療機関の利用率が高い地域である。これらのことから、阪神エリア、特に大阪府内で患者が発生すれば、かなり早期に和歌山市内で患者が発生し、感染拡大することが、懸念される。

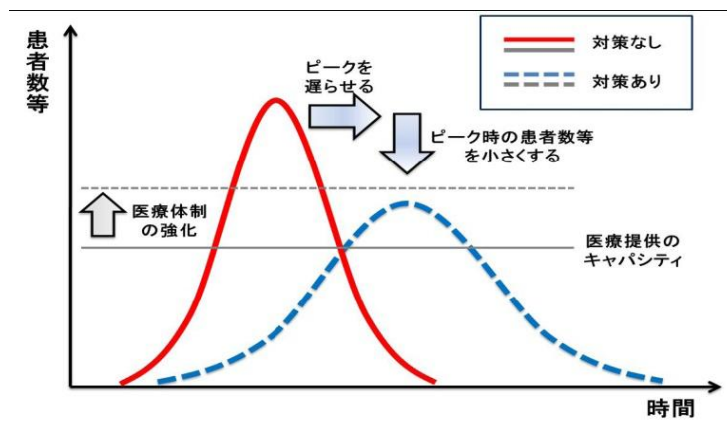
病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を主たる目的として対策を講じていく。

海外において鳥から人への感染事例の発生確認がされている鳥インフルエンザ対策及び通常のインフルエンザ対策の充実強化が、新型インフルエンザ等対策の充実強化につながるものであるため、これらを一体的に進めていく。

一方、新型インフルエンザ等に際しての医療体制の整備や、市民からの相談体制の整備に努め、市民の不安を低減し、安心を確保するため、新型インフルエンザ等に関する情報提供を積極的に行い、パニック防止に努める。

なお、新型インフルエンザ等が発生した場合は、積極的に情報収集を行い、国や県、近隣自治体及び各関係機関等と密接な連携のうえ対応にあたる。

#### < 対策の効果 概念図 >



## 2 対策実施上の留意点

国、県、和歌山市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生したときに、特措法その他の法令、それぞれの行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。また、各対策を総合的・効果的に組み合わせバランスのとれた戦略を目指し、発生前から小康期に至るまで一連の流れをもった戦略を確立する。この場合において、次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

和歌山市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、県知事は、特措法第5条に基づき医療関係者への医療等の実施の要請等や不要不急の外出の自粛等の要請等の実施にあたって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、政府行動計画によれば、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意すべきとされている。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は県対策本部及び政府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する役割を担う。

市対策本部長は県対策本部長及び政府対策本部長と必要がある場合には速やかに所要の相互調整を行う。

### (4) 記録の作成・保存

和歌山市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部等における対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### 3 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、地域により未発生期から発生期の時期が異なり、対策等、柔軟に対応する必要があることから、本市における発生段階を「未発生期」「海外発生期」「市内未発生期」「市内発生早期」「市内感染期」「小康期」の6つに分類し、行動計画等で定められた対策を各段階に応じて実施することとする。

発生段階の移行については、都道府県単位の判断が基本となることから、県と協議の上、判断を行う。なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、市内未発生期であっても、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な要請をすることなど、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

#### 《発生段階》

市内発生段階	状態	国における発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない	未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生している	海外発生期
市内未発生期	国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、市内では発生していない。	国内発生早期
市内発生早期	市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる。	国内感染期
市内感染期	市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった。	
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている。	小康期

## 4 被害想定等

### (1) 発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。したがって、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市の行動計画の作成にあたっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

国は、政府行動計画を策定するに際して、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。国が推計した流行規模を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

	和歌山市		和歌山県	全国	
	中等度	重度	中等度	中等度	重度
医療機関を受診する患者数	約4万人～ 約7.4万人		約11万人～ 約19万人	約1,300万人～ 約2,500万人	
入院患者数（上限）	約1,500人	約5,800人	約4,800人	約53万人	約200万人
死亡者数（上限）	約500人	約1,900人	約1,600人	約17万人	約64万人
1日あたりの最大入院患者数（上限）	約300人	約1,200人		約10.1万人	約39.9万人

#### <和歌山市内の新型インフルエンザ患者数の試算>

※1 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて推計した。和歌山市の数値は平成25年10月1日現在年齢別人口より試算。県及び全国の数値は、県行動計画、政府行動計画よりそれぞれ引用。

※2 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジアインフルエンザ等での致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※3 この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。



※4 この推計による被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としている。そのため、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。感染対策については、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

## (2) 発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策の推進にあたっては、国、県及び各関係機関と連携した取り組みが重要であり、以下の体制により、総合的な対策を推進する。

### (1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### (2) 和歌山県

県は、特措法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。県は、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

### (3) 和歌山市

和歌山市は、保健所を設置する市であることから、市内における対策の中心的役割を担い、新型インフルエンザ等対策の推進及びパンデミックが起こった際の対応について、医療や感染拡大の抑制に關して状況に応じた判断を行い、国、県等と連携しながら、対策を実施する。そのため、関係部局は、マニュアルを整備し、対策の具体化を図っていく。

### (4) 医療機関

新型インフルエンザ等患者を診療するためや生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供を継続するために、発生前から新型インフルエンザ等患者を診療するため

の院内感染対策や必要となる医療資器材の確保などを推進し、診療体制などを含めた診療継続計画の策定及び医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### (5) 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

#### (7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済活動を破綻に至らせないようにするために、関係機関（近隣自治体、医療関係団体、市内の公共交通機関、マスメディア、企業等）の協力を求める。

また、防疫措置に伴う周辺地域の警戒活動や、混乱防止、交通整理のほか、抗インフルエンザウイルス薬や救援物資の配布等の警護など、新型インフルエンザ等対策に関する犯罪の予防・取締りについて、和歌山県警察へ適宜、支援要請を行う。

#### (8) 市民

新型インフルエンザ等対策としてだけでなく、通常のインフルエンザにおいても、手洗い、咳エチケットなどその予防の実践に努める。また、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動などその対策に関する正しい知識を持ち、新型インフルエンザ患者等の人権が損なわれることのないようにしなければならない。加えて、新型インフルエンザ等発生時に備え、個人レベルにおいても、食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましく、発生時には、発生状況・実施されている対策などの情報を得て、感染拡大防止に向けた対策を実施するよう努める。

## 6 対策の基本項目（行動計画の主要7項目）

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、

- (1) 推進体制及び実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

の7項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述する。

### (1) 推進体制及び実施体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全部局一丸となった取組みを行うとともに、国、県、和歌山市や事業者が相互に連携を図り取組みを行うことが求められる。また、発生段階が進展した場合には、全市的に総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、本市における総合的な新型インフルエンザ等対策を関係部局等が連携、協力して対策を円滑に講じるため、和歌山市新型インフルエンザ等対策本部条例、和歌山市健康危機管理指針に基づき、次のとおり、会議及び本部等を設置する。

- ①和歌山市新型インフルエンザ等連絡会議（以下「連絡会議」という。）
- ②和歌山市新型インフルエンザ等調整会議（以下「調整会議」という。）
- ③和歌山市新型インフルエンザ等警戒本部（以下「警戒本部」という。）
- ④和歌山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）
- ⑤和歌山市地域保健医療協議会（以下「保健医療協議会」という。）
- ⑥和歌山市新型インフルエンザ等医療専門部会（以下「医療専門部会」という。）

新型インフルエンザ等対策は、関係部局の横断的な連携が求められる。関係部局の情報共有を図り事前の体制整備や対策を総合的に推進するため、連絡会議及び調整会議を設置し、同会議を中心に、全市的な体制の整備、対策を総合的に推進する。

また、海外において新型インフルエンザ等が発生し、海外発生期になった場合、又は国内において人への新しい亜型のインフルエンザ感染が確認された場合には、総合

的かつ効果的な対策を強力に推進するため、警戒本部及び対策本部を設置し、新型インフルエンザ等への対処方針、対策等を決定し実施する。

なお、対策を推進するにあたり、専門的な知見が求められる対策であることから、医学・公衆衛生の学識経験者、関係機関で構成された保健医療協議会及び医療専門部会の意見を適宜適切に聴取し、対策の立案・実施を行う。

政府対策本部長が、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、市民生活及び市民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づく「緊急事態宣言」を行い、和歌山県を緊急事態措置を実施すべき区域（特定都道府県）として指定した場合には、県は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県の対処方針を変更し、必要な措置を講じ、市は、必要に応じて県に協力する。

## (2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策におけるサーベイランスは、新型インフルエンザ等の患者の早期把握と、その後の発生状況、感染の規模等を把握し、流行状況に応じた対策に活用することができる。発生時は 国のサーベイランス強化に合わせて、和歌山市内におけるインフルエンザの発生状況を常に把握し、監視体制をとることにより、新型インフルエンザ等の発生を察知する。

また、サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市内医療機関における医療体制等の確保や対策の立案に活用する。ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性）に関する情報、死亡者を含む重症者の状況などの分析を行い、国が発する情報とともに把握し、医療機関での診断・治療、また、感染対策のための情報提供に役立たせるように努める。感染防御体制や医療供給・検査体制の整備・確保についても、発生段階の状況に対応した情報収集を行う。

## (3) 情報提供・共有

サーベイランスや積極的疫学調査等で収集・分析した情報を基に関係者間で共有する体制を構築し、新型インフルエンザ等の感染防止・拡大防止の観点から、適宜、市民、医療機関、事業所等への情報提供を行い、情報を共有していくとともに、市民の安心を確保し、パニック防止に努める。

普段から感染症情報は「和歌山市感染症情報センター」ホームページにて定期的に情報提供を行っているが、発生時にはさらに特化し迅速に情報提供を実施する。また、市民が情報を受け取る媒体や受け取り方が、千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、複数の媒体を用いて、理解しやすい内容での情報提供に努める。

市民からの一般的な問い合わせについては、県とともに対応できるコールセンターを設置し、適切な情報提供を行う。市民からのコールセンターに寄せられる問い合わ

せや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、再度の情報提供に反映する。

また、発生状況を勘案しながら、新型インフルエンザ等に関する広報担当者を置き、流行状況に応じて定期的な情報提供を行う。ただし、状況等から、市対策本部長の発言が必要な場合は、市長が行う。

#### (4) 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。こうしたまん延防止対策により、医療提供体制を維持し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動を維持することが可能になると期待される。

個人における対策については、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染予防策の実施や、必要に応じ、感染を広げないよう外出を控える等の基本的行動の理解促進を図る。

海外で発生した場合には、状況に応じた感染症危険情報の提供や、国により講じられる、水際対策等に応じた要請に対応する。なお、水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではない。

患者数が少ない段階では、まず、直ちに患者に対し、新たな接触者を増やさない環境下（入院）で、適切に治療し、新たな感染経路を絶ち、感染源を減らす。

次に、濃厚接触者対策として、積極的疫学調査を実施し、患者の接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に、健康観察を行い、地域内の感染拡大を防止する。

患者数が増加した段階では、患者については重症患者のみの入院とし、その他の患者は在宅療養を基本とする。

学校・通所施設等の対策については、感染が広がりやすく、このような施設で感染が起こった場合、地域流行の中心となる危険性があるため、発生の早期から、学校・施設等に対し、感染拡大の事態を勘案し、教育委員会、関係機関等と連携し学級閉鎖や臨時休業等の措置を要請する。

更に、社会対策として、外出の自粛や不特定多数の集まる集会活動の自粛要請・勧告等の地域対策、不要不急の事業の自粛要請等の職場対策を実施し、社会的活動における接触機会を減らし、地域や職場における感染機会を減少させる。

## (5) 予防接種

予防接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるように努めることは新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

### ア ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によりワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

国は、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進することから、市としては、国や県の動向を注視する。

### イ 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、対象者、接種順位等、その他の関連事項を決定する。

特定接種を実施するにあたっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、

- ① 医療関係者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④ それ以外の事業者

の順とすることを基本とする。

特定接種の対象者はあらかじめ接種が円滑に行えるよう未発症期から接種体制の構築を図り、登録事業者として登録を受けておく。

市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、対策の実施に携わる市職員に速やかに特定接種を実施する。原則として集団接種により接種を実施することから、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

## ウ 住民接種

和歌山市は特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者・妊婦）
- ②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③成人・若年者
- ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる「重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方」が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮すると、「我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方」や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

- 1) 「重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方」
  - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
    - ① 医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
  - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
    - ① 医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
  - ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
    - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
- 2) 「我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方」
  - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合



- ① 小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- 3)「重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方」
- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
- ① 医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

住民接種については、全市民を対象とするため、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。また、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は和歌山市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

## エ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部が、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定する。

## (6) 医療

### ア 医療の目的

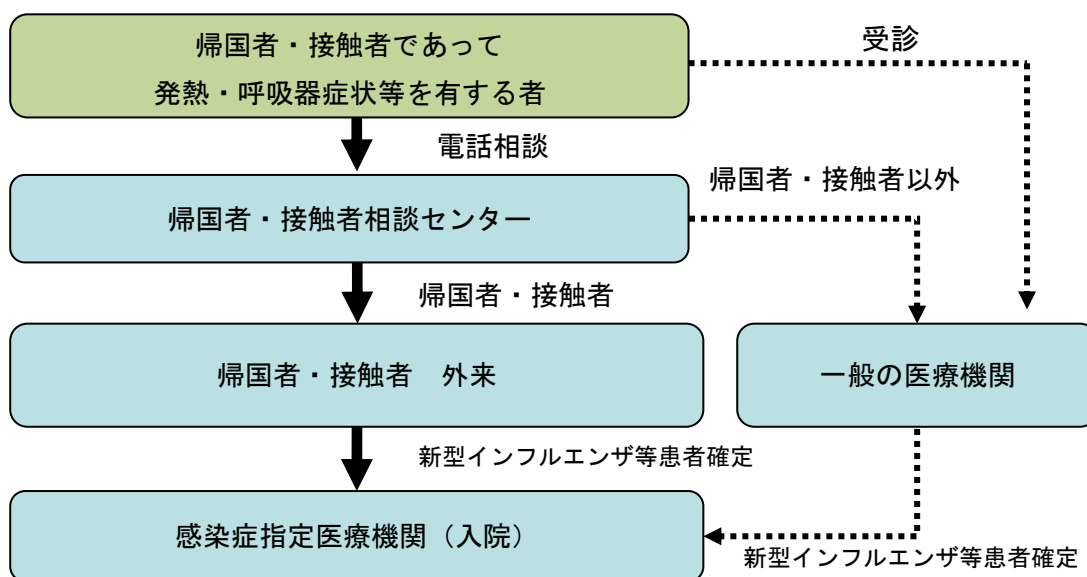
新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予想されるが、市内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、医療体制の整備にあたっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

## イ 医療体制

新型インフルエンザ等の流行の規模に応じた医療体制を確保する。新型インフルエンザ等が流行した場合、市内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることや、新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合、あるいは病状が重度である場合等においては、多数の患者が入院することが想定されるため、事前に計画・検討をする。現在検討が進められている市内の医療体制としては次のとおりの体制が考えられる。

### 【海外発生期～市内発生早期の医療体制】

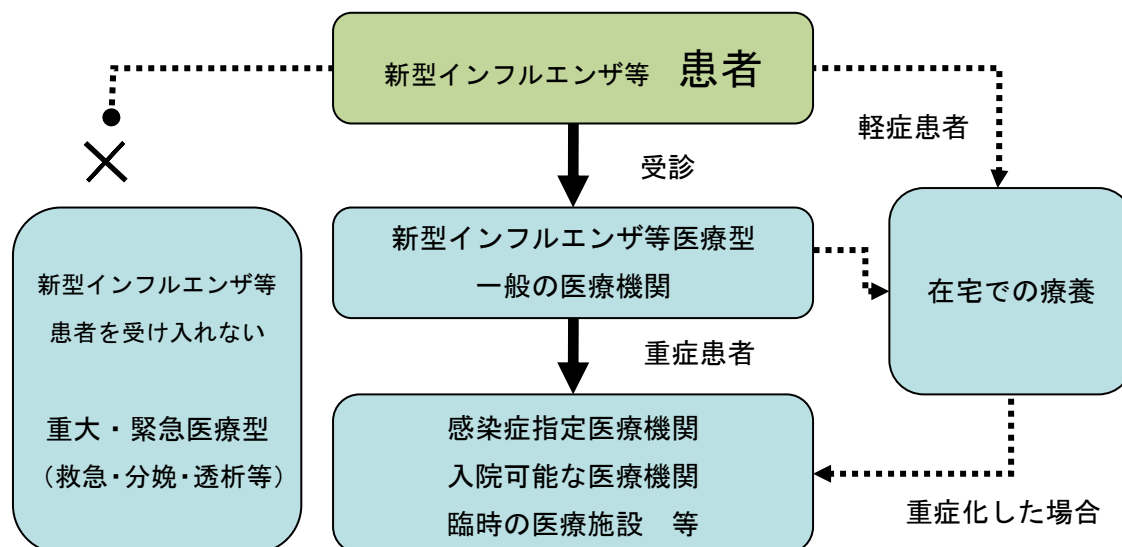


地域で新型インフルエンザ等の患者が発生していないか、患者が発生していてもすべての患者の接触歴を追跡できる状態においては、「帰国者・接触者外来」（新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や、患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を設置し、診療を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」（上記症状を有する市民からの電話相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター）を設置する。発生国から帰国した人や、その人と濃厚な接触をした人が発熱や呼吸器症状等を有する場合、帰国者や濃厚接触者は、まず帰国者・接触者相談センターに電話で連絡を行い、電話で指示された帰国者・接触者外来を受診する。

また、市内発生早期における医療の提供は、患者の治療とともに感染症のまん延防止対策としても有効であることから、感染症法に基づき、新型インフルエンザ患者等は、感染症指定医療機関等へ入院させる。

「海外発生期から市内発生早期」までは、「帰国者・接触者外来」における外来診療と「感染症指定医療機関等」における入院診療が原則となる。

### 【市内感染期の医療体制】



市内において新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学的に追跡できなくなった状態になる市内感染期以降は、患者数が大幅に増大することが予想されることから、「帰国者・接触者外来」を終了し、一般の医療機関（内科・小児科等、通常インフルエンザの診療を行う全ての機関）での診療に切り替える。また、感染症指定医療機関以外の医療機関に患者を入院させるとともに、重症者は入院に、軽症者は在宅療養に振り分ける。また、「帰国者・接触者相談センター」は終了するが、一般的な相談窓口である「コールセンター」は継続する。

医療体制としては、救急、透析、がん、産科などに特化した専門医療機関など、新型インフルエンザ等の初診患者の診察を行わないこととしている医療機関を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診察を行う。重症患者は入院、軽症患者は在宅療養とするなど、患者の重症度に応じて入院適応について判断することになる。市内感染期以降、患者数が大幅に増加した場合に備え、各医療機関は、「診療の需要を減らす」「診療の供給を減らさない」ための方策を検討しておく必要がある。

患者が大幅に増加した場合の対応の例	
診療の“需要”を減らす	診療の“供給”を減らさない
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症患者は入院、軽症患者は在宅療養</li> <li>・外来定期通院患者の診療間隔変更</li> <li>・電話再診患者に対するFAXによる処方</li> <li>・待機的入院、待機的手術を延期</li> <li>・在宅治療が可能な入院患者に退院を促す 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の健康管理</li> <li>・各部署における人員計画、 優先業務のリストアップ</li> <li>・必要な个人防护具・医薬品の確保</li> <li>・地域全体での医療体制の構築 等</li> </ul>

このため、市内の新型インフルエンザ等に関する保健・医療体制や、海外発生期に設置する「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」また、感染症指定医療機関以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、県及び医療関係者と協議し、効率的・効果的に医療を提供できる体制確保のための対策強化を図る。

#### ウ 情報共有

医療の分野での対策を推進するにあたり、医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、特に発生早期においては、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。和歌山市医師会・和歌山市薬剤師会・和歌山県病院協会等の関係機関とのネットワークや、和歌山市感染症対策協力医療機関制度や和歌山市健康危機管理情報ネットワークの活用等が重要である。

#### エ 院内感染対策

医療機関は、新型インフルエンザ等が疑われる者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の院内感染症対策を実施する。医療従事者は、手指消毒の徹底、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチン接種による感染予防対策を実施し、二次感染防止に最大限の注意を払う。

#### オ 抗インフルエンザウイルス薬

抗インフルエンザウイルス薬は、国家レベルの危機管理対策であることから、国や県が計画的に備蓄し、健康被害の拡大や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることが重要である。このため、和歌山市は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び確保の方法や手段、治療薬の限定した使用方法について、国の動向を踏まえ、県と連携しながら、協議・調整を行うとともに、流通状況等を注視する。

### (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。そのため、一部の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等により食料品、生活必需品、その他生活関連物資の不足や経済活動が大幅に縮小する可能性が考えられる。また、市民生活においては、学校、保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等、社会活動の縮小も想定される。

新型インフルエンザ等発生時には、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、国、県、和歌山市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特

措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

### 第3章 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。

<b>未発生期</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li> <li>・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染やその疑いはみられていない状況を含む。</li> </ul>
<b>対策のポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新型インフルエンザ等の発生に備えて体制の整備を行う。</li> <li>(2) 国、県等との連携の下に発生の早期確認に努める。</li> </ul>
<b>対策の考え方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素からの警戒を怠らず、国、県及び市の行動計画を踏まえ、関係機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</li> <li>(2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</li> </ul>

#### <1> 実施体制及び推進体制

##### 1 推進体制

「連絡会議」及び「調整会議」を通じて、庁内における新型インフルエンザ等の発生に備えた準備の進捗状況を確認するとともに、全市的な体制を整備し、対策を総合的に推進する。

【危機管理局、健康局、全部局】

##### 2 市行動計画等の見直し

(1) 市行動計画を適宜見直し、必要に応じて修正する。【危機管理局、健康局、全部局】

(2) 市行動計画を踏まえ、各対策の具体的な方策を示したガイドライン、マニュアル等を策定し、情報共有を図る。また、発生段階ごとの感染防止策、人員確保を含む和歌山市新型インフルエンザ等業務継続計画（以下、「市業務継続計画」という。）を策定し、必要に応じて見直す。【危機管理局、健康局、全部局】

##### 3 国、県、関係機関との連携強化

国、県、関係機関と連携し、新型インフルエンザの発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、各種訓練を実施する。

【危機管理局、健康局、関係部局】

**<2> サーベイランス・情報収集**

## 1 インフルエンザに対する通常のサーベイランス

平時から医療機関等の協力のもと、季節性のインフルエンザに対する下記のサーベイランスを実施し、市内のインフルエンザの流行状況、県内、全国における流行状況を把握する。

## ・患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）

インフルエンザに関して、市内の指定届出医療機関において患者発生の動向調査を行う。

【健康局】

## ・ウイルスサーベイランス

ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、市内で流行しているウイルスの性状について把握する。

【健康局】

## ・入院サーベイランス

インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向について、市内の指定届出医療機関において調査し、市内における重症化の状況を把握する。

【健康局】

## ・学校サーベイランス

市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大の早期探知に努める。実施期間は国の通知に基づく。

【教育委員会、健康局】

## 2 積極的疫学調査の体制整備

海外発生期以降、新型インフルエンザ等疑い患者及び患者の発生時に迅速に積極的疫学調査を実施できるよう、個人防護具の整備、着脱方法の確認や研修実施等の体制整備を図る。

【健康局】

## 3 検査体制の整備

平時から、市衛生研究所で実施しているウイルスサーベイランスにおいて、検出したウイルスの性状について分析調査を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生に備えた検体の搬送体制や検査体制を整備する。

【健康局】

## 4 情報収集

厚生労働省や国立感染症研究所、WHO、検疫所など国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。

【健康局】

< 3 > 情報提供・共有

1 情報提供・共有の体制整備等の事前準備

- (1) 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた情報提供を行うため、市民、医療機関、事業所、学校、施設等、情報を提供する相手に合わせた提供内容や媒体について検討し、あらかじめ想定できるものは決定しておく。

【健康局、関係部局】

< 提供内容についての留意点 >

対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にする。

< 利用可能な媒体例 >

- ・紙媒体による広報  
市報わかやま、学校だより、関係団体・医療関係団体等の業界誌
- ・インターネット等を利用した広報  
和歌山市感染症情報センターホームページ、市ホームページ、防災情報メール、SNS
- ・広報番組  
テレビ、データ放送、ラジオ
- ・報道機関への広報

- (2) 次の点に留意し、新型インフルエンザ等発生に備えた「報道対応マニュアル」を整備する。

【総務公室、危機管理局、健康局】

- ア 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供するための体制を構築する。(広報担当者を中心としたチームの設置、広報担当者間での情報共有方法の検討等。)
- イ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を構築する。
- ウ 情報入手が困難なことが予想される視覚障害者、聴覚障害者や外国人等の情報弱者に配慮した体制整備に努める。

- (3) 国、県、関係機関等とメールや電話、FAX を活用して、更に可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。

【危機管理局、健康局】

2 平常時の情報提供

- (1) 市民及び事業所、学校、施設等に対する情報提供

ア 和歌山市感染症情報センターホームページやパンフレット、市報わかやま等を通じ、新型インフルエンザ等に関する最新の情報や、市行動計画及び市の取組み状況等について情報提供し、理解と対策への協力を得られるように努める。



【健康局、関係部局】

イ マスク着用・咳エチケット等基本的な感染対策、発生に備えた備蓄品の確認等について普及啓発を行う。

【健康局、関係部局】

\*医療機関への情報提供・共有については「<6> 医療」の項目に記載。

### 3 コールセンターの設置準備

県の要請に従い、新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるためのコールセンターを速やかに設置できるように準備を進める。

【健康局】

## <4> 予防・まん延防止

### 1 個人における対策の普及

(1) 市民に対して、基本的な感染対策、新型インフルエンザ等発生時の基本的な対策、発生に備えた家庭での備蓄等についての知識の普及、理解の促進を図る。

<基本的な感染対策>

マスク着用・咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等

<発生時の基本的な対策>

自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要不急の外出を控え、マスクの着用等の咳エチケットを行う。

【健康局、関係部局】

(2) 学校、事業者等に対して、基本的な感染対策や新型インフルエンザ等発生時の基本的な対策についての知識の普及、理解の促進を図るように周知する。

【健康局、関係部局】

### 2 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施される個人レベルの感染防止対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施される感染対策について周知する。

【健康局、関係部局】

### 3 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合において検疫の強化が図られ、検疫や停留対象者への対応、健康監視等、検疫所からの協力要請があった場合に備え、平時から検疫所が実施する訓練や会議に参加し、連携体制の強化を図る。

【健康局、関係部局】

## ＜5＞ 予防接種

### 1 特定接種

- (1) 厚生労働省が行う登録事業者の登録業務に協力する。【健康局】
- (2) 特定接種の対象となる職員を決定するとともに、集団接種を原則として、接種体制を整備する。【健康局】

### 2 住民接種

- (1) 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市民に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。【健康局】
- (2) 市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種場所、接種時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、集団接種を原則として、検討を進める。【健康局】
- (3) 円滑な接種の実施のために、県内の他市町村における接種を可能にするよう、県内市町村間で協定を締結するなど、県と連携して広域的な接種体制を構築する。【健康局】

## ＜6＞ 医療

### 1 医療体制

#### (1) 市内医療体制の整備

- ア 「保健医療協議会」及び「医療専門部会」の意見を聴取し、県及び市内の医療関係者等と密接に連携を図りながら、市の実情に応じた医療体制の整備を進める。【健康局】
- イ 感染症指定医療機関（日赤和歌山医療センター）で、新型インフルエンザ等の患者を受け入れるための体制整備を推進するよう要請する。【健康局】
- ウ 海外発生期において立ち上げる帰国者・接触者外来の設置に向け、体制整備を図る。【健康局】

#### (2) 市内感染期に備えた医療の確保

- ア 国の要請に基づき、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。【健康局】
- イ 市の実情に応じ、感染症指定医療機関、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。【健康局】
- ウ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む）等を把握することについて、県に協力する。【健康局】
- エ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加し、医療機関の収容能力を超え

た場合に備え、臨時の医療機関等で医療を提供することについて、県に協力して検討する。【健康局】

オ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を県に協力して検討する。【健康局】

カ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。【福祉局、健康局】

### (3) 医療資器材の整備

市は、必要となる医療資器材（個人防護具等）を備蓄・整備する。また、県と連携し、医療機関が、必要な医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備するよう推進する。【健康局】

### (4) 検査体制の整備

国の要請を踏まえ、市衛生研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。【健康局】

### (5) 搬送体制の整備

各発生段階に応じた患者の搬送体制の整備を進めるとともに、搬送従事者のための個人防護具の備蓄、感染予防策の周知を進める。【健康局、消防局】

### (6) 訓練等

県及び市内医療機関、その他関係機関と協力し、市内発生を想定した訓練を実施する。【健康局】

## 2 情報共有

(1) 市医師会・市薬剤師会・県病院協会、医療機関等に対し、新型インフルエンザ等対策に関連した情報を迅速に提供できる体制を整備する。その際、和歌山市感染症対策協力医療機関制度や和歌山市健康危機管理情報ネットワーク等を活用する。

【健康局】

(2) 医療機関における事業継続計画の策定等を支援するとともに、保健所及び各医療機関で相互に情報共有する。【健康局】

## 3 院内感染対策

一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、マスク・ガウン等の個人防護具の備蓄や新型インフルエンザ等が疑われる者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の感染防止対策について、準備を進めるよう周知する。【健康局】

## 4 抗インフルエンザウイルス薬

国、県の備蓄状況や流通状況についての情報を把握する。【健康局】

<7> 市民生活及び市民経済の安定の確保

1 市役所機能の維持

市役所機能維持のため、市内感染期における市業務継続計画を策定するとともに、職場における感染防止策に必要な物資（消毒薬、マスク等）を準備する。

また、ごみ収集・処理や上下水道の供給等、市民生活の安定に重大な影響を及ぼす事業に関して、市内感染期も機能維持ができるように職員の確保等、体制を整備する。

【全部局】

2 市民への呼びかけ

国内で発生した際、感染拡大防止のため、社会的活動における人と人との接触機会を少なくするため地域・職場対策が実施されることから、市民に対して、各世帯での食料品・生活必需品等の備蓄の重要性を周知する。

【健康局、関係部局】

3 事業者への対応

市内事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小等に向けた取組みが行える計画を策定する等、事前の準備を行うよう周知する。

【まちづくり局、関係部局】

4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

【福祉局、健康局、関係部局】

5 火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

【健康局、関係部局】

<b>海外発生期</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> </ul>
<b>対策のポイント</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新型インフルエンザ等の国内侵入状況等に注視し、早期発見に努める。</li> <li>(2) 市内での発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>
<b>対策の考え方</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう強力な措置をとる。</li> <li>(2) 対策の判断に役立てるため、国、県との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>(3) 市内で発生した場合に、早期に発見できるよう市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</li> <li>(4) 海外での発生状況や、市内で発生した場合に備えた対策についての的確な情報提供を行い、関係機関、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</li> <li>(5) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済安定のための準備、予防接種準備等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ul>

### < 1 > 推進体制及び実施体制

#### 1 実施体制

- (1) 海外において新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置したときは、警戒本部を設置し、全庁一体となった対策を推進する。対策の実施にあたっては、県対策本部と連携し、政府行動計画による基本的対処方針に従い、市行動計画に基づく対策を実施する。なお、対策を推進するにあたり、「保健医療協議会」、「医療専門部会」の意見を聴取する。【危機管理局、健康局、全部局】
- (2) 県、市医師会、医療機関、消防局、警察等関係機関と現在の状況と地域の対策について関係者の認識と情報の共有を図る。【危機管理局、健康局、関係部局】
- (3) 海外において発生した新型インフルエンザ等について、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等以下と認められると国が判断した場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。【健康局】

### < 2 > サーベイランス・情報収集

#### 1 サーベイランスの強化等

- (1) インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。【健康局】
- (2) 患者全数把握

市内における新型インフルエンザ等患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等を把握するため、国の届出基準に基づき、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む）を診察した場合の届出を求め、新型インフルエンザ等患者の全数把握を開始する。 【健康局】

(3) 学校サーベイランスの強化

学校サーベイランスの調査施設を、大学・短大まで拡大し、通年実施とする。また、可能な限り、集団発生ごとに患者の検体を採取し、患者や医療機関の協力を得てPCR検査等を行う。 【教育委員会、健康局】

(4) ウイルスサーベイランスの強化

通常のウイルスサーベイランスに加え、全数把握患者、学校サーベイランス等でのウイルス検査を実施する。 【健康局】

2 積極的疫学調査の体制整備、実施

新型インフルエンザ等の市内発生時に迅速に積極的疫学調査を実施できるよう、疫学調査体制の確保や応援要員に対する研修実施、個人防護具の確認等の体制整備を図る。

また、疑い患者発生時は、「和歌山市積極的疫学調査の手引き」に基づき、積極的疫学調査を実施する。 【健康局】

3 検査体制の整備

国が示す届け出基準に基づき、疑似症患者の全数届を求め、PCR検査等により患者を確定し市内発生を早期探知するため、検体の搬送体制や市衛生研究所での検査体制を速やかに整備する。 【健康局】

4 情報収集

厚生労働省や国立感染症研究所、WHO、検疫所など国内外の機関が提供する新型インフルエンザに関する情報を収集する。

- ・ 海外の新型インフルエンザ等の発生状況
- ・ 病原体に関する情報
- ・ 症状、症例定義等の疫学情報
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の有効性等の治療法に関する情報等

【健康局】

<3> 情報提供・共有

1 情報提供

(1) 市民や事業者等に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策を、和歌山市感染症情報センターホームページで情報提供するとともに、

あらゆる媒体・機関を活用して、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで周知し、注意喚起を行う。 【総務公室、健康局、関係部局】

- (2) 市民に対し、コールセンターの設置を周知するとともに個人レベルでの感染予防策、発熱等が生じた場合の受診方法等について周知する。 【健康局、関係部局】

## 2 コールセンターの設置

- (1) 市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、国及び県から配布されるQ&A等を参考に市版Q&Aを作成しながら適切な情報提供を行う。

【健康局】

- (2) コールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。 【健康局、関係部局】

## <4> 予防・まん延防止

### 1 市内での感染拡大防止対策の準備

- (1) 国や県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく以下の対応の準備を進めるとともに、疑い患者が発生した場合には、速やかに対応を行う。

- ・患者への対応（治療・入院措置等）
- ・積極的疫学調査による濃厚接触者の把握・対応

（外出自粛要請、健康観察の実施、有症状者の対応指）

【健康局】

- (2) 関係団体等を通じ、又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

ア 市民や事業者等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策や、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を拡げないように不要な外出を控えることを徹底するよう周知する。

【健康局、関係部局】

イ 医療機関、社会福祉施設等、基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設における感染対策を強化するよう要請する。 【福祉局、健康局】

### 2 感染症危険情報の提供等

- (1) 国から発出される感染症危険情報等について、情報提供を行うとともに、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。 【健康局】

- (2) 留学する市民や修学旅行実施校に対し、発生国への渡航自粛や渡航変更など、又は、発生国からの受入自粛など、関係機関と連携し要請する。

【教育委員会、健康局、関係部局】

## 3 水際対策

- (1) 有症状者、濃厚接触者、同乗者及び発生国からの入国者への対応において、検疫所から通知書を受けた場合には、健康監視を実施する。【健康局】
- (2) 検疫が強化された際に検疫所から協力を求められた場合、職員を派遣し検疫に協力する。【健康局】

**<5> 予防接種**

## 1 特定接種

- (1) 国が緊急の必要があると認め、接種の実施を決定した場合には、国と連携し、特定接種対象者となる職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。【健康局】
- (2) 国から、特定接種の実施について協力要請があった場合には、適切に接種が実施できるよう協力する。【健康局】

## 2 住民接種

国が住民接種の実施を決定した場合に備え、事前に定めた接種体制に基づき、医師会等の関係団体と協議し、具体的な準備を進める。【健康局】

**<6> 医療**

## 1 医療体制の整備

## (1) 帰国者・接触者相談センターの設置

- ア 市民からの受診相談窓口として、保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置し、市民に広報する。【健康局】
- イ 市民に対して、新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者であって、発熱や呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターに電話等で連絡し、指示に従って帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。【健康局】
- ウ 一般的な相談先であるコールセンターに、有症状者からの受診相談があることも考えられることから、コールセンターからの情報把握及び帰国者・接触者相談センターとの連携体制を確保する。【健康局】

## (2) 帰国者・接触者外来の設置

- ア 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、定められた医療機関に帰国者・接触者外来の設置を要請する。また、設置医療機関に対し、設置に必要な物資等の提供や連絡体制の確保などを行う。【健康局】



イ 帰国者・接触者外来に対して、症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者または疑似症患者と判断された場合には、ただちに保健所に連絡するように要請する。 【健康局】

(2) 一般医療機関への対応

ア 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、市医師会や病院協会等の協力を得て、全医療機関において院内感染対策を講じるよう診療体制を整備する。 【健康局】

イ 国の方針に基づき、慢性疾患を有する定期受診患者について、国内感染期に、定期薬の長期処方や抗インフルエンザ薬のファクシミリ処方ができる等の対応をとることについて、医療機関に周知する。

＊ファクシミリ処方・・・医師が在宅で療養する患者に対する電話診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について確認できた場合、直接受診しなくてもファクシミリ等で抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを発行できる。ただし、医師と患者との事前同意の上で、原則として、外出自粛が要請されているときに限る。

【健康局】

◆帰国者・接触者外来の考え方

設置期間	海外発生期から国内発生早期 (市内未発生期/市内発生早期) まで
想定される時期	数日間～数週間
主たる目的	新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や国内発生患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等の早期診断を行い、感染拡大を防止する
電話等による事前連絡の必要	帰国者・接触者相談センターに連絡・相談し、帰国者・接触者外来に電話した後に受診
新型インフルエンザ等患者と診断したとき等の対応	全例について保健所に連絡し、感染症指定医療機関等へ移送

(4) 市内感染期における入院病床の確保

市内感染期に備え、感染症指定医療機関以外の公的医療機関等に対し、入院病床での受入準備を要請する。 【健康局】

(5) 患者搬送体制の整備

市内での患者の発生と感染拡大に備え、消防局と連携し、緊急に治療する必要がある者の搬送時における感染防御策を確認するとともに、患者の搬送体制の確保を図る。

【健康局、消防局】

2 疑い患者等への対応

(1) 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を市衛生研究所にて亜型等の同定を行い、新型インフルエンザ等が疑われる場合は、国立感染症研究所に送付する。【健康局】

(2) 市内で新型インフルエンザ等の疑い患者が発生した場合には、感染症法に基づく対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症状時の対応指導等）を行う。【健康局】

3 情報共有

(1) 新型インフルエンザ等の症例定義

国が示す新型インフルエンザ等の症例定義を、速やかに関係機関に周知する。【健康局】

(2) 新型インフルエンザ等の海外での発生状況や病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義等）、治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）を市内医療機関や関係機関等へ周知し、情報共有する。【健康局】

(3) 医療機関からの連絡窓口を設置する。【健康局】

4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

(1) 国及び県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の情報を把握する。【健康局】

(2) 県と連携し、県に備蓄している抗インフルエンザ薬を活用し、濃厚接触者、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討する。

【健康局】

<7> 市民生活及び市民経済の安定の確保

1 市役所機能の維持

市役所機能維持のため、職場での感染防止策を講じるとともに、業務の縮小など、市内感染期における市業務継続計画に基づく対応を確認する。【全部局】

2 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品や生活必需品の購入にあたり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品や生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。【市民環境局、関係部局】

3 事業者への対応

市内事業者に対し、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の縮小等に向けた取組みが行える計画を策定する等、事前の準備を行うよう周知する。

【まちづくり局、関係部局】

3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等についての具体的な方法を確認し、関係機関等への協力要請などの準備を行う。 【福祉局、健康局、関係部局】

4 遺体の火葬・安置等

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。 【健康局、関係部局】

<b>市内未発生期</b>
・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内で発生していない状態。
<b>対策のポイント</b>
市内での発生に備えた体制を強化する。
<b>対策の考え方</b>
(1) 市内発生早期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
(2) 医療体制や感染対策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
(3) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、できる限り速やかに実施する。

#### < 1 > 推進体制及び実施体制

##### 1 実施体制

(1) 国内において新型インフルエンザ等が発生した場合、対策本部を設置し、全庁一体となった対策を強力に推進する。対策の実施にあたっては、県対策本部と連携し、政府行動計画による基本的対処方針に従い、市行動計画に基づく対策を実施する。

【全部局】

(2) 国内外での発生状況に注意し、市内発生に備えた体制準備を進める。

【全部局】

#### **緊急事態宣言が行われている場合の措置**

2 国が特措法第32条第1項に定める緊急事態宣言を行った場合、同法第34条第1項に基づき、直ちに市長を本部長とする特措法に基づく対策本部を設置する。

#### < 2 > サーベイランス・情報収集

##### 1 サーベイランスの継続・強化

(1) インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。

【健康局】

(2) 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握、強化した学校サーベイランス、ウイルスサーベイランスを継続して実施する。

【健康局】

##### 2 積極的疫学調査の体制整備、実施

新型インフルエンザ等の市内発生時に迅速に積極的疫学調査を実施できるよう、疫学調査体制の確保や応援要員に対する研修実施、防護具の確認等の体制整備を図る。

また、疑い患者発生時は、「和歌山市積極的疫学調査の手引き」に基づき、積極的疫学調査を実施する。

【健康局】

### 3 検査体制の整備

引き続き、国が示す届け出基準に基づき、疑似症患者の全数届を求め、PCR 検査等により患者を確定し市内発生を早期探知するため、検体の搬送体制や市衛生研究所での検査体制を維持する。 【健康局】

### 4 情報収集

国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、病原体に関する情報、症状、症例定義等の疫学情報、抗インフルエンザウイルス薬の有効性等の治療法に関する情報等について、国及び県を通じて必要な情報を収集する。 【健康局】

## <3> 情報提供・共有

### 1 情報提供

(1) 市民や事業者等に対して、国内での発生状況、市が実施する感染拡大防止対策等について、和歌山市感染症情報センターホームページで情報提供するとともに、あらゆる媒体、機関を活用して、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで周知し、注意喚起を行う。 【総務公室、健康局、関係部局】

(2) 市民に対して、コールセンターの設置を周知するとともに、個人レベルでの感染予防対策や、発熱等が生じた場合の受診方法等について周知する。

【健康局、関係部局】

(3) 人権に配慮した対応について市民等に周知する（誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者・家族には責任がないこと等。）

【健康局、関係部局】

(4) 学校・保育施設や事業所での感染対策についての情報を適切に提供する。

【健康局、関係部局】

### 2 コールセンターの体制充実・強化

(1) 市民からの相談が増加することが想定されることから、コールセンターを充実・強化し、継続する。 【健康局】

(2) コールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。 【健康局、関係部局】

## <4> 予防・まん延防止

### 1 市内での感染拡大防止対策

(1) 国や県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく以下の対応の準備を進め、疑われる患者が発生した場合には、速やかに対応を行う。

- ・患者への対応（治療・入院措置等）
  - ・積極的疫学調査による濃厚接触者の把握
  - ・患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症状者の対応指導等）【健康局】
- (2) 関係団体等を通じ、又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
- ア 市民や事業者等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策や、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を拡げないように不要な外出を控えることを徹底するよう周知する。【健康局】
  - イ 医療機関、社会福祉施設等、基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設における感染対策を強化するよう要請する。【健康局】
  - ウ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるように要請する。【総務公室、健康局】
  - エ ウイルスの病原性の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示す。【健康局、教育委員会】

## 2 感染症危険情報の提供等

引き続き、国から発出される感染症危険情報等の情報について、情報提供を行うとともに、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。【健康局】

### **緊急事態宣言が行われている場合の措置**

緊急事態宣言が行われている場合には、必要に応じ、県に協力し、次のとおり対策を行う。

## 3 学校、保育所等以外の施設における感染対策の徹底

県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の市所管施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行った場合には、各施設において適切な対応を実施する。【健康局、関係部局】

### **<5> 予防接種**

## 1 住民接種

予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を実施する。【健康局】

### **緊急事態宣言が行われている場合の措置**

## 2 住民接種

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。【健康局】

<6> 医療

1 医療体制の整備

(1) 帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の継続

ア 海外発生期に引き続き、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を継続し、発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者外来で診療を行う。【健康局】

イ 帰国者・接触者外来に対して、症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、ただちに保健所に連絡するように要請する。【健康局】

(2) 一般医療機関への対応

帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性が高まるため、一般医療機関において院内感染対策を強化するよう要請する。【健康局】

2 疑い患者等への対応

(1) 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を市衛生研究所等にて、亜型等の同定を行い、新型インフルエンザ等が疑われる場合は、国立感染症研究所に送付して確定検査を行う。また、国により、地方衛生研究所での検査体制が整備され、検査体制の変更が通知され次第、市衛生研究所で確定検査を行う。【健康局】

(2) 市内で新型インフルエンザ等の疑い患者が発生した場合には、感染症法に基づく対応（治療・入院措置等）や濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症状時の対応指導等）を行う。【健康局】

3 情報共有

引き続き、新型インフルエンザ等の国内外での発生状況や病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義等）、治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）を市内医療機関や関係機関等へ周知し、情報共有を図る。【健康局】

4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

(1) 国及び県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量等の情報を把握する。【健康局】

(2) 県と連携し、県に備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用し、濃厚接触者、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討する。【健康局、消防局】

**<7> 市民生活及び市民経済の安定の確保**

**1 市役所機能の維持**

市役所機能維持のため、職場での感染防止策を講じるとともに、業務の縮小など、市内感染期における市業務継続計画に基づく対応に関する準備を行う。

【全部局】

**2 市民・事業者への呼びかけ**

市民に対し、食料品や生活必需品の購入にあたり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品や生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。 【市民環境局、関係部局】

**3 事業者への対応**

市内事業者に対し、職場における感染対策を徹底するとともに、感染防止の観点から事業を縮小することがのぞまれる業務については、業務縮小に向けた準備を行うよう周知する。 【まちづくり局、関係部局】

**4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援**

市内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等についての具体的な方法を確認し、関係機関等への協力要請などの準備を行う。 【健康局、福祉局、関係部局】

**緊急事態宣言が行われている場合の措置**

緊急事態宣言が行われている場合には、必要に応じ、県に協力し、次のとおり対策を行う。

**5 事業者の対応等**

登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組みを行う。

**6 水の安定供給**

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、その行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

【水道局】

**7 サービス水準に係る市民への呼びかけ**

市民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した段階においては、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容するよう呼びかける。 【健康局、関係部局】

**8 生活関連物資等の価格の安定等**



市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 【市民環境局、関係部局】

<b>市内発生早期</b>
・市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
<b>対策のポイント</b>
(1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 (2) 患者に適切な医療を提供する。 (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<b>対策の考え方</b>
(1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国の緊急事態宣言が行われた場合には、積極的な感染対策等をとる。 (2) 医療体制や感染対策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 (3) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 (4) 市内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えて対策の整備を急ぐ。

#### < 1 > 推進体制及び実施体制

##### 1 実施体制

- (1) 対策本部の設置を継続し、県対策本部と連携し、市行動計画に基づき対策を実施する。 【全部局】
- (2) 周辺自治体及び市内の発生状況に注意し、市内感染期に向けた体制準備を進める。 【全部局】

#### **緊急事態宣言が行われている場合の措置**

##### 2 特措法に基づく市対策本部の設置

- 3 市は、国が緊急事態宣言を行った場合、県、近隣市町村、関係機関等と緊急事態措置に対する連携・協力体制を構築する。 【危機管理局、健康局、関係部局】

#### < 2 > サーベイランス・情報収集

##### 1 サーベイランスの継続・強化

- (1) 引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を行い、ウイルスサーベイランス、学校サーベイランス等、インフルエンザに関するサーベイランスを継続・強化する。 【健康局】

(2) 施設、事業所等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

【福祉局、健康局、関係部局】

## 2 積極的疫学調査の強化

発生した全ての市内患者について、積極的疫学調査を実施し、感染源や濃厚接触者等について情報収集を強化して実施する。

【健康局】

## 3 検査体制の整備

引き続き、国が示す届け出基準に基づき、疑似症患者の全数届を求め、PCR 検査等により患者を確定するため、検体の搬送体制や市衛生研究所での検査体制を維持する。

【健康局】

## 4 情報収集

国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、病原体に関する情報、症状、症例定義等の疫学情報、抗インフルエンザウイルス薬の有効性等の治療法に関する情報等について、国及び県を通じて必要な情報を収集する。

【健康局】

### <3> 情報提供・共有

#### 1 情報提供

(1) 市民や事業者等に対して、あらゆる媒体・機関を活用して国内、県内、市内での発生状況、市が実施する感染拡大防止対策等について、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。また、ホームページの内容等について随時更新する。

【総務公室、健康局、関係部局】

(2) 市民に対して、個人レベルでの感染対策を強化するように注意喚起し、発熱等が生じた場合の受診方法等について周知徹底する。

【健康局、関係部局】

(3) 人権に配慮した対応について市民等に周知する（誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者・家族には責任がないこと等。）

【健康局、関係部局】

(4) 学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

【教育委員会、健康局、関係部局】

#### 2 コールセンターの体制充実・強化

引き続き、コールセンターを充実・強化した体制で運営する。

【健康局】

### <4> 予防・まん延防止

#### 1 市内での感染拡大防止対策

(1) 感染症法に基づく次の対応を行う。

- ・患者への対応（治療・入院措置等）
- ・積極的疫学調査による濃厚接触者の把握・対応

(外出自粛要請、健康観察の実施、有症状者の対応指導等)

【健康局】

(2) 関係団体を通じ、又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

ア 市民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

【健康局、関係部局】

イ ウイルスの病原性の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

【教育委員会、福祉局、健康局】

ウ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

【総務公室、健康局】

エ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

【福祉局、健康局】

### **緊急事態宣言が行われている場合の措置**

緊急事態宣言が行われている場合には、必要に応じ、県に協力し、次のとおり対策を行う。

#### **2 外出制限等**

県が、特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請した場合は、周知について協力する。

【総務公室、健康局、関係部局】

#### **3 施設の使用制限(学校、保育所等)**

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行った場合には、速やかに必要な措置を講じる。【教育委員会、福祉局、健康局】

#### **4 学校、保育所等以外の施設における感染対策の徹底**

県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の市所管施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行った場合には、各施設において適切な対応を実施する。

【健康局、関係部局】

### **<5> 予防接種**

#### **1 住民接種**

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。

【健康局】

**緊急事態宣言が行われている場合の措置**

2 住民接種

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。 【健康局】

**<6> 医療**

1 医療体制の整備

(1) 帰国者・接触者相談センター・帰国者接触者外来の継続

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を引き続き継続する。 【健康局】

(2) 一般医療機関への切り替え準備

ア 医師会や病院協会等と連携し、帰国者・接触者外来の対応から一般医療機関での対応に変更するための準備を行う。 【健康局】

イ 患者等が増加してきた段階においては、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。 【健康局】

2 患者及び濃厚接触者への対応

(1) 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。

この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。 【健康局】

(2) 必要と判断した場合に、市衛生研究所において、新型インフルエンザ等の PCR 検査等の確定検査を行う。 【健康局】

(3) 医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者又は搬送従事者であって十分な防御なく暴露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症状時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関に移送する。 【健康局】

◆国内発生期（市内未発生期／市内発生早期）における入院の考え方

想定される時期	数日間～数週間
主たる目的	まん延防止
入院となる対象	任意入院及び患者の感染症法に基づく入院
対応する医療機関	感染症指定医療機関等

3 情報提供

引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 【健康局】

4 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 県と連携し、市内感染期に備え、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。 【健康局】

(2) 県を通じ、抗インフルエンザウイルス薬の流通量や流通状況の把握を行う。

【健康局】

**<7> 市民生活及び市民経済の安定の確保**

1 市役所機能の維持

市役所機能維持のため、職場での感染防止策を徹底するとともに、業務の縮小など、市内感染期における市業務継続計画に基づく対応に向けた準備を行う。 【全部局】

2 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品や生活必需品の購入にあたり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品や生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。 【市民環境局、関係部局】

3 事業者への対応

市内事業者に対し、職場における感染対策を徹底するとともに、感染防止の観点から事業を縮小することがのぞまれる業務については、業務縮小に向けた準備を行うよう周知する。 【まちづくり局、関係部局】

4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等についての具体的な方法を確認し、関係機関等への協力要請などの準備を行う。 【福祉局、健康局、関係部局】

**緊急事態宣言が行われている場合の措置**

緊急事態宣言が行われている場合には、必要に応じ、県に協力し、次のとおり対策を行う。

5 事業者の対応等

登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組みを行う。

## 6 水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

【水道局】

## 7 サービス水準に係る市民への呼びかけ

市民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した段階においては、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容するよう呼びかける。

【関係部局】

## 8 生活関連物資等の価格の安定等

市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

【市民環境局、関係部局】

<b>市内感染期</b>
・市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態。
<b>対策のポイント</b> (1) 医療体制を維持する。 (2) 健康被害を最小限に抑える。 (3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
<b>対策の考え方</b> (1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 (2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、本市域において実施すべき対策の判断を行う。 (3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報活動を行う。 (4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をできる限り少なくして医療体制への負担を軽減する。 (5) 医療体制の維持に全力を尽くすとともに、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 (6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等に係る事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 (7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、できる限り速やかに実施する。 (8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

< 1 > 推進体制及び実施体制

1 実施体制

市対策本部の設置を継続し、県対策本部と連携し、市行動計画に基づき、被害軽減に主眼を置いた感染期の対策を推進する。 【全部局】

**緊急事態宣言が行われている場合の措置**

2 特措法に基づく対策本部の設置

3 市は、国が緊急事態宣言を行った場合には、県、近隣市町村、関係機関等と緊急事態措置に対する連携・協力体制を構築する。 【危機管理局、健康局、関係部局】



<2> サーベイランス・情報収集

1 サーベイランス

- (1) 新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。【健康局】
- (2) 入院サーベイランスを強化し、インフルエンザによる入院患者及び死亡者数の発生動向を調査し、市内における重症化の状況を把握する。【健康局】
- (3) 学校サーベイランスを通常の体制に戻して継続する。【教育委員会、健康局】
- (4) ウイルスサーベイランスを流行株の状況把握を目的とした検査体制に切り替える。【健康局】

2 情報収集

- 国内の発生状況等新型インフルエンザに関する情報を収集する。【健康局】

<3> 情報提供・共有

1 情報提供

- (1) 市民や事業者等に対して、あらゆる媒体・機関を活用して国内、県内、市内での発生状況、現在の対策等について、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。【総務公室、健康局、関係部局】
- (2) 市民に対して、個人レベルでの感染対策を強化するように注意喚起し、発熱等が生じた場合の受診方法等について周知徹底する。【健康局、関係部局】
- (3) 学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。【教育委員会、健康局、関係部局】

2 コールセンターの体制充実・強化

- 引き続き、コールセンターを充実・強化した体制で運営する。【健康局】

<4> 予防・まん延防止

1 市内での感染拡大防止策

- (1) 関係団体等を通じ、又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ア 市民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。【健康局、関係部局】
  - イ ウイルスの病原性の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。【教育委員会、関係部局】
  - ウ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。【総務公室、健康局】

## 市内感染期

工 医療機関、社会福祉施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。 【健康局、福祉局】

オ 県と連携し、集会主催者、興行施設等の運営者に対し、集会や催し物、コンサート、映画上映、スポーツイベント等不特定多数の者が集まる活動を自粛するよう広報する。 【健康局、関係部局】

(2) 県、国と連携し、医療機関に対し、市内感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国がその期待される効果を評価し、継続の有無を決定するのを待って判断する。

【健康局】

(3) 市内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。 【健康局】

### 緊急事態宣言が行われている場合の措置

緊急事態宣言が行われている場合には、必要に応じ、県に協力し、次のとおり対策を行う。

#### 2 外出制限等

県が、特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、市民に対して生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請した場合は、周知について協力する。 【総務公室、健康局、関係部局】

#### 3 施設の使用制限（学校、保育所等）

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行った場合には、速やかに必要な措置を講じる。

【教育委員会、福祉局、関係部局】

#### 4 学校、保育所等以外の施設における感染対策の徹底

県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の市所管施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行った場合には、各施設において適切な対応を実施する。 【健康局、関係部局】

### <5> 予防接種

#### 1 住民接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。 【健康局】

### 緊急事態宣言が行われている場合の措置

2 住民接種

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

<6> 医療

1 医療体制

(1) 一般医療機関への切り替え

ア 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を終了する。新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関を除き、全ての医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うように関係機関に周知する。 【健康局】

イ 医療機関の従業員の欠勤状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。 【健康局】

(2) 入院治療について

入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう関係機関に周知する。 【健康局】

◆市内感染期における入院の考え方

想定される時期	数週間～数カ月
主たる目的	重症者の治療
入院となる対象	入院治療を要する重症例
対応する医療機関	原則として一般の入院医療機関 (地域の必須の診療機能は堅持) 臨時の医療施設

(3) 検査体制について

全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等、集団感染事例及びウイルスサーベイランスについて実施する。

【健康局】

(4) 慢性患者の診療について

医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザ

ウイルス薬等の処方せんを発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。 【健康局】

2 情報提供

引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 【健康局】

3 抗インフルエンザウイルス薬

市内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況やインフルエンザ等の流行状況を基に、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要な量を供給するよう県と調整する。 【健康局】

4 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。 【健康局】

**緊急事態宣言が行われている場合の措置**

緊急事態宣言が行われている場合には、必要に応じ、県に協力し、次のとおり対策を行う。

5 臨時の医療施設

市内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等を行うほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽症であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。 【健康局】

**<7> 市民生活及び市民経済の安定の確保**

1 市役所機能の維持

市役所機能維持のため、職場での感染防止策を徹底するとともに、業務の縮小など、市内感染期における市業務継続計画に基づく対応を行う。 【全部局】

2 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品や生活必需品の購入にあたり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品や生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。 【市民環境局、関係部局】

3 事業者への対応

市内事業者に対し、職場における感染対策を徹底するとともに、感染防止の観点から事業を縮小することがのぞまれる業務については、業務の縮小等を行うよう周知する。

【まちづくり局、関係部局】

4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

関係機関と協力し、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

【健康局、福祉局、関係部局】

**緊急事態宣言が行われている場合の措置**

緊急事態宣言が行われている場合には、必要に応じ、県に協力し、次のとおり対策を行う。

5 事業者の対応等

登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組みを行う。

6 水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

【水道局】

7 サービス水準に係る市民への呼びかけ

市民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した段階においては、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容するよう呼びかける。

【関係部局】

8 生活関連物資等の価格の安定等

市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

【市民環境局、関係部局】

9 埋葬・火葬の特例等

(1) 市営斎場において、可能な限り火葬炉を稼働させる。

【健康局】

## 市内感染期

- (2) 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。【健康局、関係部局】
- (3) 国が新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認め、当該市町村以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合は、特例の活用を検討する。【健康局、関係部局】

<b>小康期</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・ 大流行は一旦終息している状況。</li> </ul>
<b>対策のポイント</b> 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
<b>対策の考え方</b> (1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 (3) サーベイランス・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

**< 1 > 推進体制及び実施体制**

1 実施体制

- (1) 国が特措法第 32 条第 5 項に定める新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行った場合には、同法第 34 条第 1 項に基づく対策本部は廃止する。
- (2) 対策本部を廃止した後は、引き続き、警戒本部に移行し、国の小康期の対処方針及び市行動計画に基づき第 2 波に備えた小康期の対策を実施する。  
【危機管理局、健康局、全部局】
- (3) これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行う。  
【危機管理局、健康局、全部局】

**< 2 > サーベイランス・情報収集**

1 サーベイランス

- (1) インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。【健康局】
- (2) 再流行を早期に探知するため、学校サーベイランス、ウイルスサーベイランスを再び強化する。【健康局、教育委員会】

2 積極的疫学調査

市内発生までの期間に実施してきた積極的疫学調査について評価し、第 2 波に備え、実施体制等必要な見直しを行う。【健康局】

3 情報収集

国内の発生状況等新型インフルエンザに関する情報を収集する。 【健康局】

### <3> 情報提供・共有

#### 1 情報提供

- (1) 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。 【健康局、関係部局】
- (2) 市民からコールセンターに寄せられた問い合わせ、県や関係機関から寄せられた情報をとりまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。 【健康局、関係部局】

#### 2 コールセンターの体制縮小

国の要請を踏まえ、状況を見ながら、コールセンターの体制を縮小する。【健康局】

### <4> 予防・まん延防止

国が示す、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の解除の目安に基づき、再開等を行う時期について検討し、周知する。 【健康局、関係部局】

### <5> 予防接種

#### 1 住民接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。 【健康局】

#### **緊急事態宣言が行われている場合の措置**

#### 2 住民接種

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 【健康局】

### <6> 医療

#### 1 医療体制

新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。 【健康局】

#### 2 抗インフルエンザウイルス薬

国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し周知する。 【健康局】

#### **緊急事態宣言が行われている場合の措置**

3 必要に応じ、市内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。 【関係部局】



＜7＞ 市民生活及び市民経済の安定の確保

1 市における業務の再開

市内の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開する。 【全部局】

**緊急事態宣言が行われている場合の措置**

2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

国及び県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。 【関係部局】

【用語解説】

\*アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるN/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○SNS（Social Networking Service）

ソーシャルネットワーキングサービスの略。「人同士のつながり」を電子化するサービス。（一例として、フェイスブック、ツイッターが挙げられる。）

○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のことである。市内では、日本赤十字社和歌山医療機関が、第一種（2床）及び第二種感染症指定医療機関（6床）に指定されている。

○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生源からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来で、新型インフルエンザ等に係る診療を効率化し混乱を最小限にするため設置される外来専門の医療施設である。

新型インフルエンザ等の患者とそれ以外の患者を振り分けることで、両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。

市内感染期には、帰国者・接触者外来を閉鎖し、一般の医療機関で診察する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

都道府県及び市町村が保健所等に設置する電話対応専門の施設。

発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

新型インフルエンザの患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。

#### ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

#### ○个人防护具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの暴露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

#### ○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

#### ○事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開することが望まれている。また、事業継続は企業自らにとっても、重要業務中断に伴う顧客の他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守る経営レベルの戦略的課題と位置づけられる。この、事業継続を追求する計画を「事業継続計画」と呼び、内容としては、バックアップのシステムや、オフィスの確保、即応した要因の確保、迅速な安否確認などが典型である。それらは、事業内容や企業規模に応じた取組みでよく、多額の出費を伴わずとも一定の対応は可能なことから、すべての企業に相応した取組みが望まれている。

新型インフルエンザによる被害の特徴を踏まえると、事業者が自主的に事業継続の検討を行い、準備を行うことは、企業の存続のみならず、その社会的責任を果たす観点からも重要である。

### ○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したものの。

### ○死亡率

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等罹患して死亡した者の数。

### ○人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

### ○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

### ○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

### ○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### ○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

### ○致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

### ○登録事業者

医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもの。感染症指定医療機関、救急隊員、保健所職員、検疫所等の感染拡大防止・被害を最小化に資する業種又は職種、医療機関、福祉・介護業者、医薬品・医療機器製造販売等の国民の生命・健康の維持に関わる業種又は職種、電気、ガス、水道関係等のライフライン維持に関わる業種又は職種等が挙げられている。

### ○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者。（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）

### ○発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに暴露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

### ○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率良く感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

### ○病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気をおこさせる能力であり、病原体の侵襲製、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

### ○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されているワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

### OPCR (Polymerase Chain Reaction)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。